

Title	トゥルフアン漢人の冥界観と仏教信仰
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	中央アジア出土文物論叢. 2004, p. 111-126
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79139
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

トゥルファン漢人の冥界観と仏教信仰

荒川 正 晴

はじめに

中央アジアのトゥルファンに早くより仏教が伝わっていたことは、編纂史料に記される情報だけでなく、同地より出土した漢訳經典の存在から明らかである。たとえば、仏教石窟が造営されたトユクからは、西晋の元康六年(296)に書写された竺法護の漢訳經典『諸仏要集經』⁽¹⁾が出土している。この他にも、トゥルファンに高昌郡が置かれていた時代(327~450年)に多くの漢訳經典が書写されたり、高昌郡で訳出された經典があったことも知られている。⁽²⁾

これらのことは、遅くとも4・5世紀には、仏教が既にトゥルファン漢人に受容され、少なからざる漢人僧とそれを支える在家信者が存在していたことをうかがわせる。しかしながら、トゥルファン漢人の仏教信仰の実情となると、これまで十分に検討されてきたとは言えない。この点は、中国内地漢人の仏教信仰にあってもほぼ同様であろう。

本稿は、漢人がトゥルファン支配の主導権を握っていた4世紀より8世紀にかけて、在家信者として仏教を信仰するトゥルファン漢人の冥界観がどのように変遷したのか、その一端を探ったものである。それぞれの時代や地域における冥界観の形成に、当該時代や地域で信仰する宗教が教える冥界の姿が大きな影響力をもつことは言うまでもない。トゥルファンの漢人たちもその例外ではなく、彼らの冥界観には明らかに仏教の影響が認められる。ただしその冥界観は、時代によって大きく変化しており、仏教が冥界観に及ぼした影響力のあり方にも時代的な変遷が強く認められる。

トゥルファン漢人の仏教信仰は如何なる変遷を経てきたのか、その実態解明に繋がる糸口を、冥界観という切り口から得ることができれば幸いである。

1. トゥルファンにおける葬礼文書の画期

トゥルファン出土の漢文文書は、同地に散在する多くの遺址や墳墓より出土したが、なかでもカラホージャ(高昌故城)の北に広がるアスターナ古墳群墳墓より出土した文書がその大半を占めている。この古墳群は、3~8世紀にわたる長期間に造営されたもので、その墳墓の墓室から出土した漢文文書も4~8世紀に及んでいる。まさに西ウイグル時代以前に関する文字資料を詰め込んだタイムカプセルと言えよう。

ただ、ひとくちにアスターナ古墳群墳墓より出土した文書資料と言っても、被葬者の鞋や冠帯や寝具などに二次利用されて埋納されたものと、はじめから埋葬目的で納められたものとに大別できる。さらに埋葬目的で納められた文書は、墓室に埋納するにあたって新たに作成されたもの、つまり葬式の際に死者とともに墓に埋められる葬礼文書(随葬衣物疏・功德疏・買地券など)と、生前作成されていた世俗文書やその写し(告身・契約文書・官文書など)⁽³⁾とに分けることができる。

(1) 『集録』, p. 74; 柴 1987, p. 32 (『吐魯番』, p. 182)。

(2) 『出三藏記集』卷二, 新集条解異出經錄第二によれば、東晋の安帝の時代(396~418年)に高昌郡の沙門釈法衆が、『方等檀持陀羅尼經』四巻を漢訳したことを伝えるが、訳出した場所としては、高昌郡以外に張掖とする伝承もある(山部 2000, p. 231)。また同書同巻には、『賢愚經』十三巻が宋・文帝の時(424~452年)に涼州の沙門釈曇学によって、『観弥勒菩薩上生兜率天經』一巻と『観世音観經』一巻が、宋・孝武帝の時(452~464年)に沮渠蒙遜の従弟である沮渠安陽侯(沮渠京声)によって、それぞれ高昌郡で漢訳されたことを伝えている。

(3) 荒川 2003, pp. 11-21.

本稿での検討で注目したいのは、葬礼文書のうち、死後の世界に旅立つ被葬者の身体に密着して埋納され、死後の世界への通行証的な役割を果たした随葬衣物疏と功德疏の存在である。例えば、随葬衣物疏には、折り畳んで被葬者の胸元に置かれるかたちで埋納されたものがあり、そこには「死者があゝの世に遮られることなく到達できるように」もしくは「死者の所有品が他人に奪われないように」といった意味の文言が付加されていた。またこれら随葬衣物疏や功德疏の検討を通じて、当時のトゥルファン漢人が懐いていた冥界観の一端が明瞭に浮かび上がってくる。買地券(墓地購入の契約書)⁽⁴⁾等の他の数少ない葬礼文書とともに、当時の漢人の冥界観を知ることができる貴重な資料群となっている⁽⁵⁾。

こうした葬礼文書が、4～8世紀にわたってアスターナ古墳群に埋納されているので、これらを通時的に検討することによって、同時期のトゥルファン漢人が、どのような冥界観をもち、それが時代的にどのように変化してきたのが確認できる。はじめに述べたように、トゥルファン漢人はこの時期、仏教を信仰していたが、この検討は、そうした漢人の仏教信仰がどのような変遷をたどってきたのか、その一端を併せて教えてくれるものともなる。

まず、埋納された葬礼文書を検討すると、その内容によってこれらは、次に掲げる三期に時代区分することができる⁽⁶⁾。

第Ⅰ期・・・高昌郡時代(327～450年)

第Ⅱ期・・・麹氏高昌国時代(501～640年)

第Ⅲ期・・・西州時代(640年～8世紀後半)

この区分に沿って、時代を追ってそれぞれの冥界観を検討してゆくことにしたい。

2. 第Ⅰ期の葬礼文書と冥界観

第Ⅰ期と第Ⅱ期の葬礼文書は、これまで多くの研究者によって、併せて随葬衣物疏と呼ばれてきた。随葬衣物疏とは、被葬者の身を包む衣服や日常使用する物品などを主とする副葬品のリストと、そのリストに呪術的な文言(以下、付帯文言と呼ぶ)を付した文書を言う。

ただし、第Ⅰ期と第Ⅱ期とでは、同じ随葬衣物疏でありながら、その付帯文言にはかなりの相違が認められる。この付帯文言こそ、トゥルファン漢人の冥界観を知る貴重な手がかりを提供してくれるので、ここではこの文言を中心に検討を加えてゆきたい。

第Ⅰ期の随葬衣物疏の付帯文言には、画一化された書式が必ずしもあるわけではないが、おおむね次に代表されるような内容をもっている。

①「西涼建初十四年(418)韓渠妻随葬衣物疏」(63 TAM 1:11/『図文』壹, p. 5; 『文書』1, pp. 14-15)

(前略)

- 10 建初十四年八月廿九日、高昌郡高縣都郷孝敬里民
- 11 韓渠妻□命早終。謹條隨身衣裳雜
- 12 物如右。時見、左清龍、右白虎。書物數、前朱_(青)、
- 13 后玄武。[]要。急々如律令。

(4) 買地券を含め、墓室に埋納される券書全体を総称して墓券と言うことがある。これについては多くの論考があるが、ここでは池田1981のみ掲げておく。

(5) 随葬衣物疏に関しては、以下に本論で触れるもの以外に、中国から劉昭瑞1993、劉瑞明1998など、多くの論考が公表されているが、ここでは省略する。

(6) 既に小田義久氏は、トゥルファン出土の葬礼文書をこの三期に分けて検討されている。この小田氏の分類は、葬礼文書の内容から見て妥当な見解であり、ここでもこれに従っている(小田1988, pp. 42-53)。

(和訳)

(西涼の)建初十四年(418)八月二十九日に、高昌郡・高昌縣・都郷・孝敬里の民である韓渠の妻、某は、その命を早くに終えた。謹んで被葬者の遺体とともに埋納する衣裳や雑貨を一件ごと書き連ねること、右に掲げたとおりである。時見(立会人)、左は青龍、右は白虎。清書人、前は朱雀、後は玄武。[]。急ぎ急ぎで行うこと、律令の如くせよ。

②「北涼真興七年(425)宋泮妻隗儀容随葬衣物疏」(75 TKM 96:17/『図文』壹, p. 28; 『文書』1, pp. 59-60)

(前略)

- 8 真興七年六月 廿四日 高[
9 郷延壽里民宋泮故妻隗儀容[
10 謹條隨身衣物數, 人不得假名[
11 辛關津河梁不得留難。如律令。

(和訳)

(北涼の)真興七年(425)六月二十四日に、高[昌郡・高昌縣・某]郷・延壽里の民、宋泮の亡き妻、隗儀容[は、その命を早くに終えた]。謹んで被葬者の遺体とともに埋納する衣服や物品を一件ごと書き連ねる。これらは、他人がその所有権を主張できないものであり、[]。どうか、被葬者をあの世へわたる関所や河の渡し場で引き留めないでほしい。律令を施行するように(、このことが速やかに行われるように)。

これを見ると、第I期に属す衣物疏の付帯文言には、①のように、副葬品に対する被葬者の所有権を主張するものとともに、②のように、さらに冥界へ渉る関所や河の渡し場などで行く手を遮らないように要請するものがあつたことがわかる。このほかの同時期の付帯文言も、副葬品を書き留めただけの簡略な付帯文言もあるものの、ほぼ上記の二つのパターンに集約できる。

このうち②に見える「辛關津河梁不得留難。如律令」という文言は、まさに現世で使用されていた通行証の文言を引き写したものと認められる。というのも、以下に掲げるように、漢代に遡るものの、私用旅行者に発給された「棨」(「伝」と呼ばれる通行証のなかに、似たような文言が存在するからである。⁽⁷⁾

●漢代の通行証「棨」(「伝」)(居延漢簡 495・12 + 506・20)(大庭 1982, p. 609)

建平五年十二月辛卯朔庚寅, 東郷畜夫護敢言之, 「嘉平[
□□□□。□案, 忠等母官獄徵事, 謁移過所縣邑□□河津關, 勿苛留, 敢言之」。
十二月辛卯, 祿福獄丞博行丞事, 移過所。如律令/掾海齊, 令史衆 (面)
祿福獄丞印 (背)

(和訳)

建平五年(前2)十二月辛卯の朔庚寅、東郷畜夫の護が申し上げます。「(祿福縣)嘉平[里の忠は、]……謹んで調べますに、忠等は獄事で呼び出された前科はありませんので、通過する縣邑□□河津關に申し伝えていただき、(途上)とがめて留められることがないようにお願いいたします。申し上げます」と。

(7) 大庭 1982, pp. 421, 606-615.

十二月辛卯，(酒泉郡) 祿福(縣) 獄丞兼(縣) 丞の博，過ぐる所に申し伝える。律令の如くせよ。／掾海齊，令史衆 (面)
祿福獄丞印 (背)

そのほか第Ⅰ期に属す随葬衣物疏の付帯文言には，断片ながらも「過所」の語 [「北涼缺名随葬衣物疏」(75 TKM 91:3/1(b), 3/2(b)／「図文」壹, p. 55；「文書」1, pp. 111-112)] を大きく書き記すものがあり，この語も上掲の「榮」に見えている。

魏晋・五胡時代の通行証の文言については，現時点では確認できないが，少なくとも第Ⅰ期の随葬衣物疏②の付帯文言の表現は，漢代において確立していた通行証の文言を基本的には下敷きにしたものと考えて大過なからう。

とすれば，前掲の②は，冥界への通行証ということ強く意識して作成されたものであり，その構成も現世の通行証と同様に，被葬者に代わって現世のものが冥界に対してその通行を要請した部分と，その要請を受理した冥界側の処決文とから成っていたと見て良からう。具体的には，前者は冒頭から「辛關津河梁不得留難」^(幸)までの部分であり，後者は末尾の「如律令」の部分にあたる。つまり，被葬者がその副葬品とともに冥界へスムーズに通行できるように要請する文言がその多くを占めるものの，末尾に付された「如律令」は，その要請を受理した冥界における，被葬者の通行を許可した最終的な処決文の結句なのである。

では，冥界において，この最終的な処決文を下したのは誰か，ということになるが，この問題を考える際に考慮すべきなのは，後漢時代から三国・西晋・東晋時代の墓室や遺址から出土した葬礼関係資料(買地券・鎮墓文・陶罐など)を見ると，中国内地において当時，冥界の最高神格は天帝と観念されていたらしく，随葬衣物疏と同様にこれら資料の末尾に付された「律令の如くせよ」というのは，「天帝の命令の通りにせよ」の意である，と考えられることである。⁽⁸⁾

トゥルフアンにおいても，後の時期にはなるが，アスターナ古墳群より出土した朱書の「符籙」(59 TAM 303:1/1／「図文」壹, p. 129；「文書」2, p. 33) に記された呪文の冒頭に「天帝神符」とあり，さらにその上部に，神像らしきものが描かれ，その像の下に「黄」の字が大書されているが，この「黄」は黄帝の省略であり，黄帝は天帝の意であるという。⁽⁹⁾ この「符籙」を出土した 303 号墓からは，和平元年(551)に埋葬された趙令達の墓表が見つかっており，この「符籙」が 551 年以前に作成されたことが知られる。おそらくは埋葬に合わせて作成された可能性がきわめて高い。

第Ⅱ期に属す随葬衣物疏の付帯文言に見えている「昊天」の理解とともに，詳細な検討は今後委ねざるを得ないが，トゥルフアン漢人も冥界の最高神格として天帝を観念していたと見て大過なからう。

そしてこの天帝からの命令を受けたのが，地下冥界を司る諸神であったと考えられる。というのも，第Ⅰ期のトゥルフアン出土の「後秦白雀元年(384)随葬衣物疏」(黄 1954, p. 33; 図版一八, 図 21-22) に，「帰蒿里」という表現があり，トゥルフアン漢人も中国内地漢人と同様に，死者が帰すべき場として，蒿里すなわち地下にある死者の里を観念していたことがうかがえるからである。⁽¹¹⁾

以上に見てきたことからわかるように，付帯文言の末尾に「如律令」があつて始めて，被葬者が向かう地下冥界の諸神たちも，その通行を認めることになるのである。

(8) 坂出 2003, pp. 80, 86.

(9) 坂出 2003, p. 80. 坂出氏は，呪文冒頭の文字を「天帝神符」とするが，最後の「符」の字は確定的なものではない。「図文」，「文書」ともに，この字は読めていない。

(10) 「図文」壹, p. 129；「文書」2, p. 30.

(11) このほか第Ⅲ期の初期と推定される墳墓所出の随葬衣物疏(73 TAM 210:136/1／「図文」参, p. 35；「文書」6, pp. 64-65) に，被葬者が向かう先として「黄泉」(地下の冥界)の語が見えている。

この構造は、基本的には「急々如律令」を末尾に付す①も同様であり、ここではさらに冥界に宛てた要請書が、中国の伝統的な四神がこれを清書し、またその作成に証人として立ち会っていた形式を取っている。

第Ⅰ期の随葬衣物疏を通覧すると、通行許可を願う「^(幸)辛關津河梁不得留難」という直接的な表現が付帯文言にないものは多いが、それでも副葬品リストに付帯文言が付されたのは、埋納された副葬品が被葬者の所有にかかることを保証し、併せてその被葬者を冥界にスムーズにシフトさせるためであったと見られる。

そして何よりも注目すべきは、この時期の随葬衣物疏の付帯文言には、前掲①に見えるように、青龍や白虎といった漢人の伝統的な諸神しか見えず、そこに示される冥界観には、仏教色がまったく無いことである。⁽¹²⁾このことから、第Ⅰ期においては、トゥルフアの漢人たちの冥界観に仏教信仰の影響は及んでいなかったと見て大過なからう。

先に述べたように、トゥルファンでは、第Ⅰ期の高昌郡時代以前において既に漢訳経典が書写されたり、高昌郡で漢訳された経典があったことが知られており、高昌郡時代に仏教が既にトゥルファン漢人に広く信仰されていたことがうかがえる。5世紀に宋慶とその妻張氏が供養主となって作られた「八龕坐仏八角柱形供養石塔」(高昌故城[E 廢址]出土, MIK III-6838)の存在は、それを雄弁に物語るものであろう。⁽¹³⁾

もちろんトゥルファン漢人といっても、その信仰が庶人層にまで及んでいたかどうかは詳らかではなく、先の供養塔を造った宋慶とその妻張氏も、庶人ではなかった可能性の方が高い。ただ少なくとも、高昌郡の士人や豪族らには仏教を信仰するものが少なからず存在したと見られる。

ここに検討する随葬衣物疏や、それが埋納された墳墓は、一般庶人が作れるものではなく、基本的には当地における士人や豪族らが作成し、造営するものである。⁽¹⁴⁾そうした彼らのうちに仏教を信仰するものがあったことは疑いないにもかかわらず、彼らが造営した墳墓の墓室内には、随葬衣物疏だけでなく、総じて⁽¹⁵⁾仏教色は皆無であった。

このことは、第Ⅰ期においては、仏教信仰が漢人の伝統的な冥界観を変え、それが彼らの葬礼文書や他の埋葬品に反映・定着するほどまでには、漢人のなかで仏教は深く信仰されていなかったことを示唆していよう。またトゥルフアの随葬衣物疏だけでなく、河西を含む中国内地より出土した同時期のそれにも、⁽¹⁶⁾仏教的な要素をそこに見いだすことはできない。今後、新たな史料の発見はあろうが、トゥルファン漢人に関する先の見解は、同時期の中国内地漢人の仏教信仰を見る場合にも十分に参考にならう。

3. 第Ⅱ期の葬礼文書と冥界観

先に検討した第Ⅰ期の状況に対して、6世紀以降の第Ⅱ期になると、以下に掲げるような付帯文言が随葬衣物疏に見えるようになってくる。

(12) 例外として「北涼玄始九年(420)随葬衣物疏」(S. 6251)がある。ここには、末行に「胡僧受供? 養?」と記されるが、この時期の随葬衣物疏の付帯文言としてはきわめて例外的なものである。熊谷 1961, p. 171; 白須 1981, pp. 148-149; 小田 1988, p. 55.

(13) Le Coq 1913, Tafel 60; 池田 1991, 列品解説 2.

(14) 白須 1990, pp. 14, 20; 1992, p. 118.

(15) 墓室内の状況については、『三十年』(pp. 70-124)や『新疆文物』2000-3-4 所収の発掘報告を参照。榮 1987, pp. 33-34 (『吐魯番』, p. 183).

(16) 既に紹介されている、湖南省長沙出土の「升平五年(361)周芳命妻潘氏随葬衣物疏」(池田 1961, pp. 53-54; 白須 1981, pp. 136-137; 游 2001, No. 55)だけでなく、近年、甘肅省武威市からも前涼期の衣物疏が発見されている(馬自樹 1999, p. 239)。この衣物疏の存在については、關尾史郎氏よりご教示を賜った。ここに記して謝意を表したい。

③「高昌延昌三十六年(596)某甲随葬衣物疏」(66 TAM 48:2/『図文』壹, p. 334; 『文書』3, pp. 66-67)

(前 略)

- 5 延昌卅六年丙辰歲三月廿四日, 大德比丘
- 6 某甲, 敬移五道大神. 仏弟子某甲持仏五戒,
- 7 専修十善. 宜向遐齡, 永賜難老. 但昊天^(孝)
- 8 不弔, 以此月十九日忽然徂殞, 逕涉五道. 幸
- 9 勿呵留, 任意聽過. 請書張堅固, 時見
- 10 李定度. 若欲求海東頭, 若欲覓海西
- 11 壁, 不得奄遏留停. 急急如律令.

(和訳)

延昌三十六年(596)丙辰の歳, 三月二十四日, 大德比丘の某甲は, 敬しんで五道大神に申し上げる。「仏弟子の某甲は, 仏の五戒をたもち, 専ら十善を修めた。(よって)よろしく長寿を享受し, 永く古い難きを賜うべきである。但れども, 昊天は弔^{しか}まずして, この月の十九日を以て(仏弟子某甲は)忽然として亡くなり, 五道を渉ることになった。願わくは, 呵^{あわれ}めてとどめることなく, 意に任せて過ぐるを聴されんことを! 請書(清書人)は張堅固, 時見(立会人)は李定度なり。(天帝からは, 以下のような詔書が下されている)『もし(仏弟子某甲が)海東の頭(東の果て?)を求めようとしたならば, また海西の壁(西の果て?)を求めようとしたならば, それをさえぎって留停させてはならない! 急ぎ急ぎで律令のごとくせよ!』と。

(以上は, 白須 1983, pp. 92-93 の読み下しを基に, それに私見を交えて作成している)

白須浄真氏は, この第Ⅱ期の随葬衣物疏に見える付帯文言を検討され, 全体を以下の三つの部分に分けている。

- 【A】延昌卅六年丙辰歲三月廿四日, 大德比丘某甲, 敬移五道大神。「仏弟子某甲持仏五戒, 専修十善, 宜向遐齡, 永賜難老. 但昊天不弔, 以此月十九日忽然徂殞, 逕涉五道. 幸勿呵留, 任意聽過。」
- 【B】請書張堅固, 時見李定度.

【C】「若欲求海東頭, 若欲覓海西壁, 不得奄遏留停. 急急如律令。」

そのうえで, 白須氏は全体の構造を, 【A】大德比丘の五道大神への「移」書(通行要請書) + 【B】清書人と証人の署名 → 【C】五道大神の判辞と理解する。つまり【A】と【B】は, 被葬者である仏弟子に替わって大德比丘が, 五道大神に対して提出した冥界への通行許可を要請する「移書」の部分にあたりと解され, 「請書張堅固」と「時見李定度」は, 「移書」を書写した者と, その作成に証人として立ち会った者との署名とする。そして, 続く【C】は, その「移書」を受理した五道大神が下した処決文, と解する。⁽¹⁷⁾

しかしながら, 先に検討した第Ⅰ期の付帯文言と同様に, 全体はあくまでも被葬者に代わって現世のもの(すなわち大德比丘)が, 冥界の神たる五道大神に宛てた文言(移書)そのものであり, そのなかで【C】の判辞が引用されているのである。とすれば, 末尾に「急急如律令」を付す【C】の部分は, これから通行要請を受ける五道大神の判辞では決してあり得ず, 第Ⅰ期と同様に, 冥界における最高神格と観念されていた天帝の判辞である可能性は高い。後に触れるように, 五道大神は冥界への入り口を守護する神となっていたと見られることからすれば, この【C】の判辞があって始めて五道大神は被葬者の通行を許可することになるのである。

(17) 白須 1983, pp. 86-93.

ところで、こうした形式の付帯文言をもつ随葬衣物疏は、「高昌章和十三年(543)孝姿随葬衣物疏」(72 TAM 170:9/『図文』壹, p. 143; 『文書』2, pp. 60-61)にまで遡ることができ、高昌国ではこれ以降、若干の表現上の変化はありながらも、先に掲げたような付帯文言をもつ随葬衣物疏が作成され続けた。章和十三年(543)以前、およびこれ以降も建昌三年(557)('令狐孝忠随葬衣物疏')[73 TAM 524:28/『図文』壹, p. 131; 『文書』2, p. 37])ころまでは、先の衣物疏と併存するかたちで、様々な形式の衣物疏が作成されており、高昌国初期には、随葬衣物疏の付帯文言は多様であった。それが、540年(章和十年)代になると、上掲③のような付帯文言が突如として出現し、やがて561年(延昌元年)以降には完全にそれに統一されていった。第Ⅱ期の随葬衣物疏全体を通覧すると、以上に述べたような随葬衣物疏の変遷状況が明らかになる。

こうした変遷を示した背景の一つとしては、高昌国の政治体制が章和年間に一応の安定を見るなか、この国の諸制度が中国を模して整備されてゆくとともに、葬送儀礼も整えられてゆき、それに伴って随葬衣物疏の書式も定型化していったことが考えられよう。⁽¹⁸⁾同時に、章和年間以降、墳墓にはこうした随葬衣物疏だけでなく、墓表や伏羲女媧図⁽¹⁹⁾も一定の書式・形式をもって埋納された。

では何故に先に掲げた付帯文言に整えられたのかという問題であるが、注目されるのは、高昌国初期の随葬衣物疏には、第Ⅰ期と同様に仏教的な要素はまったく認められないのに対して、この付帯文言には、被葬者が仏弟子と呼ばれ、彼が仏教の五戒や十善を修めたことが明記されていることである。つまり第Ⅱ期も540年代以降になると、それまでの漢人の伝統的な冥界観しか見えなかった付帯文言に、仏教色が強く加わっていくようになることがわかる。この点に関連して、付帯文言に、五道大神が冥界への通行を守る神として見えていることは見逃せない。これまで五道大神については、道教的神格と考えられることもあったが、⁽²⁰⁾これが中国への仏教伝来とともに導入された神であることは疑いない。五道大神が中国在来の神でなく、外来の神、おそらくは西域より伝来した神であったことについては、詳しくは別稿に譲るが、初期の漢訳經典では、五道大神は冥界への入り口を守護する神として登場してくる。⁽²¹⁾この五道大神は、後に道教のなかに取り入れられながら、唐代には五道將軍と名を改めて登場するが、その性格は基本的には後世に継承されてゆく。⁽²²⁾トゥルファンの五道大神も同様に冥界への途を守護する神であったと見て良い。

ただしこの付帯文言には、同時に張堅固や李定度といった道教的神仙が、五道大神への要請書の清書人や証人として見えており、また先にも述べたように、この五道大神に命令を下したのは冥界の最高神格たる天帝であった。これらのことから、第Ⅱ期540年代以降の冥界観には、仏教徒として冥界に赴くことになったものの、そこには道教的神格や漢人の伝統的な冥界観が混じり込んでいたことがわかる。こうした冥界観が、高昌国の章和年間以降、葬送儀礼の一つとして随葬衣物疏の作成とその墳墓への埋納が定着してゆく過程で突如として出現してきたのである。

そこで注目されるのは、6世紀のほぼ同時期、中国内地(山東省)からも五道大神の名を記す随葬衣物疏が出土していることである。

(18) 白須 1990, pp. 37-41.

(19) 既に戦国期に見える漢人の伝統的な人身蛇尾の男女神(伏羲と女媧)を描いた布画・紙画で、高昌国期から、さらに西州時代まで埋納されていた。

(20) 馬雍 1972, pp. 171-172.

(21) 小田 1997, pp. 13-19. 小田氏には、このほか五道大神を検討した論攷として小田 1961; 1976A があり、これまで五道大神について詳細に分析を加えられてきた。

(22) 「大目乾連冥間救母変文」(S. 2614)などに見える五道將軍は、まさに冥界への途を守護する神である。金岡 2000, pp. 411-415 参照。

●「武平四年(573)高橋妻王江妃隨葬衣物疏」(北齊, 山東省出土, 木牘)⁽²³⁾

- 朔
- 1 齊武平四年歲次癸巳七月乙丑六日庚午, 釈迦文仏弟子高橋敢告
 - 2 □_(瀋)灣里地振坦国土. 高橋元出冀州勃海郡, 因宦仍居青州齊郡益都県瀋
 - 3 □_(灣)里. 其妻王江妃, 年七十七, 遇患積稔, 医療無損, 忽以今月六日命過壽終,
 - 4 上辭三光, 下歸蒿里. 江妃生時十善持心, 五戒堅志, 歲三月六, 齋戒不闕. 今為戒
 - 5 師・蔵公・山公等所使, 与仏取花, 往如不返. 江妃命終之時, 天帝抱花, 候迎精神, 大権
 - 6 □□, 接待靈魂, 勅汝地下女青, 詔書五道大神・司垓之官, 『江妃所齋衣資雜物・隨
 - 7 身之具, 所逕之処, 不得訶留. 若有留詰, 沙訶樓陀碎汝身首, 如阿梨樹枝. 來時忽々, 不知
 - 8 書読是誰, 書者觀世音, 読者維摩大士. 故移. 即即』.

(読み下し) (浅見 1990, pp. 4-14 によって作成)

齊武平四年(573) 歲次癸巳七月乙丑朔六日庚午, 釈迦文仏の弟子高橋, 敢えて瀋灣里の地の振坦国土に告ぐ。

「高橋はもと冀州勃海郡に出で, 宦に因りて仍お青州齊郡益都県瀋灣里に居す. 其の妻の王江妃, 年七十七, 患に遇いて稔を積み, 医療は損すること無く, 忽に今月六日を以て命過ぎ壽終り, 上三光に辞し, 下蒿里に帰す. 江妃は生時に十善もて心を持し, 五戒もて志を堅め, 歲三月六, 齋戒して闕かさず. 今, 戒師・蔵公・山公等の使する所と為り, 仏と花を取り, 往きて返らざるが如し. 江妃命終の時, 天帝は花を抱きて精神を候迎し, 大権は□□して, 靈魂を接待し, 汝地下の女青に勅して, 五道大神・司垓の官に詔書せしむるに, 『江妃齋す所の衣資雜物・隨身の具は, 所逕の処, 訶留するを得ざれ. 若し留詰するもの有らば, 沙訶樓陀が汝の身首を碎くこと, 阿梨の樹枝の如くせん. 來時忽々(通りがかりにて?), 書き読めるは是れ誰なるかを知らざれば, (よくきけ)書けるは觀世音, 読めるは維摩大士なるぞ! 故に移す. 即即』と」.

この隨葬衣物疏では, 大徳比丘ではなく, 被葬者の夫である仏弟子が, 振坦(シナ)国土に対して, 天帝と大権とが來迎して「經由地では被葬者の衣服・携帶品を奪うことなく, 無事に通過させよ」という詔勅を地下女青, 五道大神, 司垓の官等に下したことを, 申し伝える形式をとっている. ここでは, 五道大神は天帝と大権の命令を受ける神々の一人として登場しており, トゥルファン⁽²⁴⁾の五道大神に比べてその存在は大きくないが, 五道大神が冥界への通行を管理する神であることは両者に共通している. また, この文言のなかには, 「戒師」(仏教で戒律を授ける師)とともに, 「山公」という神仙の名や, 「地下女青」という買地券や鎮墓文によく見えている神格が登場している.

仏教が傳來した後漢以降, 仏教と漢人の伝統的な信仰とが混交した冥界觀が, 何時, どのように起こったかは, 今後の詳しい検討を必要としているが, 次の事実は重要である.

すなわち, 中国内地における隨葬衣物疏だけでなく鎮墓文・買地券なども含めた葬禮關係資料のなかで, 冥府の神として「五道大神」が出てくるのは, 現在確認できる資料からは, 6世紀の仏教徒が作成した隨葬衣物疏, つまりここに掲げた「武平四年(573)高橋妻王江妃隨葬衣物疏」とトゥルファン出土の隨葬衣物疏のみであることである. 先に見たように, トゥルファンでは6世紀も540年代以降になって, 五道大神が登場する冥界觀が定着してゆく.

(23) 端方『陶齋藏石記』卷十三; 池田 1961, pp. 55-56; 原田 1988, pp. 36-37; 浅見 1990, pp. 15-16.

(24) 南齊, 永明三年(485)十一月の紀年のある買地券に, 冥界を司る諸神の一つとして出てくる「五墓將軍」や, 後漢時代の鎮墓文に見える「五方土神」が, ここで検討している本来仏教とともに中国にもたらされた「五道大神」と如何なる關係にあるかは, 今後の研究課題である. 坂出 2003, pp. 86-87, 92.

この事実は、仏教がもたらした五道大神と道教的神格や中国の伝統的な諸神とが融合する形の冥界観が、北朝期において中国内地(華北)からトゥルファンにまで仏教徒の間で広まっていたことを示唆している。

この背景には、鮮卑系胡族政権のもとで仏教が隆盛し、漢人の仏教信仰が急速に深まるとともに、それが漢人の冥界観を変え、葬礼文書にまでその変化が反映・定着していたことが考えられよう。そして先に述べたように、高昌国は、章和年間以降、葬送儀礼を整備してゆくに際し、当時、中国内地で普及していた漢人仏教徒の葬礼文書を取り入れたものと見られる。

ただし、先に見たようにトゥルファンの五道大神は、冥界への通行を守護する神として、中国内地のそれに比べて、クローズアップされている。このことは、トゥルファンが中国内地における漢人仏教徒の冥界観やその葬礼文書を取り入れつつも、実際にそこで構築される冥界観や葬礼文書には地域的な特性が付与されていたことを示唆している。

高昌国では、6世紀後半に、中国との公的な通交が絶え、朝貢使節の派遣がまったくなくなるが、そうした状況のなかで随葬衣物疏も固定化・形式化し、その内容にまったく変化は認められない。そして7世紀になり隋への朝貢が始まり、中国との往来が再開されると、随葬衣物疏の付帯文言にも、部分的にはあるが変化が起こってくる。⁽²⁵⁾ このことは、『周書』卷五十、異域伝、高昌条に「其刑法・風俗・婚姻・喪葬は、華夏と小異にして大同なり」と伝えられる高昌国の漢人が、如何に中国内地の社会的・文化的モードに敏感であったのか、その一端をうかがわせるものであろう。

4. 第Ⅲ期の葬礼文書と冥界観

第Ⅲ期、つまり唐が高昌国を征服して、トゥルファンを直轄支配した西州時代になると、移行期を挟んで、それまでの随葬衣物疏とはまったく異なる葬礼文書が埋納されるようになる。

まず移行期の葬礼文書としては、西州が設置された貞観十四年(640)以降から永徽年間(650-655)ぐらいまでに作成された随葬衣物疏が挙げられるが、それらすべてに認められる大きな特徴は、第Ⅱ期における随葬衣物疏の付帯文言をそのまま用いることがなかったことである。とりわけ、その付帯文言からは、それまで必ず記されていた五道大神の名が完全に消滅する。

第Ⅱ期の高昌国では、アスターナに墳墓を造営したのは、ほぼ士階層に限定され、随葬衣物疏の作成と墳墓への埋納も、そうした士階層の人々が専有する葬送儀礼の一つとなっていた。高昌国が滅亡すると、それまで保たれていた明確な士・庶の区別は崩れてゆくが、⁽²⁶⁾そうした状況のなかで士階層の葬礼文書として形式化していた随葬衣物疏の付帯文言が急速に廃れていったのである。7世紀前半の高昌国滅亡時には、付帯文言に見える地下冥界を司る五道大神も形骸化したものとなり、トゥルファン漢人が懐く冥界におけるその地位も相対的に低下していたと見られる。

そして、やがて乾封二年(667)(汜延仕妻董真英の葬礼文書〈録文〉Maspero 1953, p. 156; 〈写真〉Ibid., pl. XXXII)以降には、副葬品を列挙したリスト部分もほぼ消滅し、名実ともに随葬衣物疏は作成されなくなっていった。唯一、例外的なのは、次に掲げる葬礼文書である。

(25) 白須・萩 1979, p. 176. 長らく中原王朝との国交を絶っていた高昌国が隋に朝貢すると、隋の葬送風習の影響を受けて、高昌国の随葬衣物疏の付帯文言に、それまで伏せられていた被葬者の実名が記載されるようになる、という。

(26) 白須 1997, pp. 146-160.

④唐咸亨四年(673)左憧憲生前功德及隨身錢物疏(64 TAM 4:29(a) / 『図文』参, p. 208 ; 『文書』6, pp. 402-403)

- 1 憧憲身在之日告仏
- 2 憧憲身在之日, 十年已前造壹仏, 貳陪(善)
- 3 障. 逕參年, 説汗蘭貪逕. 左郎身自□(薩) (盆經)
- 4 晚伍伯僧表銀錢用. 左郎隨身去日, 将
- 5 白銀錢參所, 白練壹万段, 清科□(稜) 粟床
- 6 等伍万石. 婢阿迦, 婢□香, 婢多不脛, 婢解, 奴翼
- 7 德, 婢尾香. 咸亨四年四月廿九日, 付曹主左□
- 8 校收取錢財及糶, 伍穀, 麦, 粟等(解)所計 咽
- 9 領取用. 鎧有於人, 不得拽取. 付主左
- 10 憧憲收領.

この文書と同じ墳墓から出土した墓誌によると、アスターナ4号墓の被葬者である左憧憲は、西州高昌(27) 県崇化郷の人で、咸亨四年(673)に57歳で没している。したがって、生まれは617年、麹氏高昌国の義和四年であり、高昌国滅亡時には23歳もしくは24歳になっていた。唐西州では、左憧憲は戍衛の身分で死没しているが、アスターナ古墳群に墳墓を造営していることなどから、彼は西州時期における庶人層からの新興勢力に属するものと見られる。(28)

この葬礼文書には、わずかながらも4～7行目にかけて、随葬衣物疏の副葬品リストにあたる部分が残されている。ただその一方で、これには簡略なものながら、被葬者が生きている時に、どれほど功德を積んだかを逐一列挙した部分(1～4行目)が新たに付加されていた。

実は、こうした功德の列挙は、先に掲げた乾封二年(667)に埋葬された汜延仕妻董真英の葬礼文書に既に認められ、以降、第Ⅱ期における随葬衣物疏の形式を完全に消し去ったまったく新しい形式の葬礼文書、すなわち功德を如何に積んだかを列挙する、いわゆる功德疏が埋納されるようになっていったのである。例えば、以下に掲げるようなものである。

⑤「唐咸亨三年(672)新婦爲阿公録在生功德疏」(64 TAM 29:44 / 『図文』参, pp. 334-340 ; 『文書』7, pp. 66-74)

(前 略)

- 64 諮 阿公生存在日功德, 審思量記録. 但命
- 65 過已後功德, 具件如前. 願將此文簿
- 66 前頭分雪. 須覓生天淨佛國土, 不得求人
- 67 問果報. …… (後 略)

(和訳)

阿公が生存中に行った功德をお諮りになるにあたっては、詳しく記録をチェックしていただきたい。また臨終後に行った功德については、先につぶさに掲げました。願わくはこの功德の帳簿をもって前もって申し述べたく存じます。これをもって浄土に生まれることを求めるものであり、人間世界(現世)での因果応報を求めることはいたしません。

(27) 張蔭才 1973, p. 73 ; 周 1992, p. 571 ; 穆・王 1991, p. 173 ; 侯 1990, p. 603.

(28) 白須 1997, p. 158.

この文言の前には、被葬者が生前に行った功德や、被葬者の死後に遺族が行った功德などが逐一報告されており、本文言はそれらを承けたものである。この文言を見ると、功德を如何に積んだかを逐一報告しそのことを強調しているのは、浄土への生まれ変わりを願ってのことであることが知られる。

しかも、こうした功德疏の埋納は、アスターナ古墳群では、7世紀の後半、それも咸亨年間の墳墓に多く見られ、8世紀初頭の例をもって最後としている。⁽²⁹⁾

またヤールホト古墳群からは、功德疏ではないが、第Ⅲ期の同時期、咸亨年間に交河県で作成された墓誌が出土しており、そのなかに浄土への往生について記す文言が見えている。⁽³⁰⁾

●「唐咸亨五年(674)張歙□妻唐氏墓誌」(黄文弼の溝西区、張瑩出土、墨書 35.5×35.0×4.1 cm)

- 1 維大唐咸亨五年^{歲次} 甲
- 2 戊朔五月庚戌四日癸丑。
- 3 西州交河縣人前錄事張歙
- 4 □妻唐氏，早稟生知，託於人
- 5 世，為四蛇奔逐，二鼠相推，一旦
- 6 無常，生於淨國。何其竹栢
- 7 与捕柳而先彫。嗚呼哀哉。
- 8 伏惟尚禱。
- 9 咸亨五年五月四日記

この墓誌の解説は荒川 2000 (pp. 161-162, 165-167) に譲るが、6行目に見えるような浄土往生に関する文言が墓誌に記されるのは、前後にその例はまったく認められず、この墓誌がかなり特異なものであったことがわかる。先の功德疏と併せ見れば、第Ⅲ期それも660・670年代になって、トゥルフアンで仏教の浄土信仰が急速に漢人の中に浸透し、それに伴い浄土信仰に基づく冥界観が漢人仏教徒の間で流行していったことがうかがえよう。墓室内に仏教関係の俑(天部神)が埋納されるのも、第Ⅲ期(73 TAM 206/張雄夫婦合葬墓, 633~688年)、それも7世紀後半になってからのことであった。⁽³¹⁾

浄土思想そのものは、既に第Ⅱ期の趙氏高昌国の時代(6世紀中葉)にトゥルフアンでも知られ信仰もされていたが、それが葬礼文書に反映されるのは、第Ⅲ期も7世紀後半まで待たなければならなかったのである。

トゥルフアンが唐の直轄領土となって以来、中国内地の社会的・文化的モードはストレートにトゥルフアンに流入していたと見られ、トゥルフアンにおいて、こうした功德疏が作成されるようになったのも、やはりこの時期における中国内地の仏教信仰やそれに基づく冥界観の流布と密接に関係していた可能性は高い。つまり、唐内地では、浄土思想とそれに基づく冥界観が流行しており、その直接的な流入があったと推定されるのである。

ただし浄土信仰といっても、唐内地では、もとは多様であった浄土というものが、弥陀浄土という狭義の浄土信仰に収斂していったと言われるのに対して、トゥルフアンでは西州時代になっても広義の浄土(弥陀・弥勒・十方など)のままであった。⁽³²⁾ このことは、トゥルフアンの冥界観は、同時期の唐内地に流布したその強い影響を被ったものの、それでも内地とは異なる独自の性格を有していたことを示唆している。

(29) 池田 2000, p. 136.

(30) 荒川 2000, p. 161.

(31) Baker 1999, pp. 54, 56-57.

(32) 王 1995, pp. 23-32. また、張元林 2003, pp. 5-7 参照.

またこうした第Ⅲ期のトゥルファンにおける仏教事情と密接に関わることとして注目すべきは、この第Ⅲ期も8世紀になると、ブラフミー文字サンスクリットで作成された葬礼文書(72 TAM 189:74)が漢人の被葬者ととも納められるようになることである。この文書は、これまでチベット文書として紹介されてきたが、2001年に、筆者がこの文書を調査した結果、これはチベット文などではなく、ブラフミー文字サンスクリットであることが明かとなった。解説に当たっては、榎本文雄氏の協力を得た。その内容は、次のようなものである。⁽³³⁾

⑥「唐代梵文葬礼文書」(72 TAM 189:74)

- 1 · · · namo buddhā[ya na]mo dharmāya nam(o saṃghā)ya ???? mahā
2 ??? · · · ??

() 推補 [] 一部欠損文字 · · 判読不能文字

(和訳)

目覚めたかた(仏, ブッダ)に敬礼(南無)します。(ブッダの説いた)道理(法, ダルマ)に敬礼(南無)します。(出家者の)集団(僧)に敬礼(南無)します。????大きな?????

本文書が出土したアスターナ 189 号墓からは、ブラフミー文字サンスクリットの陀羅尼経文と、画を絹に書いたもの(72 TAM 189:13/『新疆文物』2000-3-4, p. 159; 図版 陸-1; [No. 1])も出ている。このトゥルファン出土の陀羅尼経呪図を見ると、陀羅尼経文は、木版印刷のそれらしく見え、中心に描かれている画を囲むようにして経文が配されている。また経文の外側にも金剛力士らしい人物が多く描かれている。

実は、この陀羅尼経呪図は、唐代に作成された西安出土の陀羅尼経呪図にきわめて似ている。例えば、西安の豊西より出土した玄宗期と推定される「唐印本梵文陀羅尼経呪」[No. 2]も、トゥルファンのそれと同様に、木版印刷によるブラフミー文字サンスクリットの陀羅尼経文が、中心に描かれた金剛力士像を囲むようにして配され、また経文の外側にも画が描かれている。⁽³⁴⁾ 他の西安出土の陀羅尼経呪図も、ほぼ盛唐期に属していた可能性は高く、⁽³⁵⁾ こうした陀羅尼経呪図が8世紀以降、作成されるようになったことを示唆している。⁽³⁶⁾

前掲のブラフミー文字サンスクリット資料を出土したアスターナ 189 号墓からは、神龍元年(705)～開元十年(722)にわたる漢文文書が伴出しており、先のブラフミー文字サンスクリット資料が開元十年(722)以降、それほど時を経ない時点で作成されたことがうかがえる。隣接して造営されたアスターナ 188 号墓から、「唐開元三年(715)張公夫人麴娘墓志」(『新疆文物』2000-3-4, p. 247)が、さらに同 187 号墓から、「唐(武周)上柱国張某墓志」(『新疆文物』2000-3-4, p. 247)が出土していることも、先の年代推定を傍証するものとなろう。また、アスターナ 188 号墓からも、「陀羅尼経絹被」(72 TAM 188:5/『新疆文物』2000-3-4, p. 159)が出土している。

なお、この 189 号墓の被葬者は、麴氏高昌国時代のトゥルファンにおける最有力豪族張氏に属するものであり、張雄(206 号墓)や張懷寂(501 号墓)とも同族である。先に触れたように、張雄の墳墓には、唐西州時代の7世紀後半になって仏教の天部神の俑が埋納されていた。

(33) 荒川 2003, pp. 12-13; p. 197, 図版Ⅳ。

(34) 安・馮 1998, 図版捌参照。

(35) 保 1987; 安・馮 1998, p. 92, 附表 1。

(36) 安・馮 1998, pp. 90-91。

仏教信仰に基づく冥界観をもつ第Ⅲ期のトゥルファン漢人のなかには、張氏一族のように、サンスクリットの葬礼文書を身に付けて死後の世界に旅立つものまで、8世紀前半には出現していたのである。先に述べた西安出土の梵文陀羅尼経呪図のことを考えれば、このトゥルファンにおけるブラフミー文字サンスクリットで書かれた葬礼文書の埋納は、唐内地における陀羅尼信仰の流行を背景としたものと考えなくてはならないであろう。⁽³⁷⁾

そもそもトゥルファン出土のサンスクリット文書は、キジルやカラシャール出土のそれと違って、すべて7世紀以降のものであることが、字形の分析により指摘されているが、⁽³⁸⁾ サンスクリットで作成された葬礼文書の出現は、この推測を別の側面から傍証するものとなっている。

以上に検討してきた第Ⅲ期については、第Ⅱ期と比べて、アスターナ古墳群において発掘された墳墓の数は増大しているにもかかわらず、⁽³⁹⁾ 葬礼文書が埋納された墳墓の数は圧倒的に少ない。高昌国滅亡後、葬礼文書の埋納は漸減し、とくに8世紀以降については、先に掲げたブラフミー文字サンスクリットで書かれた葬礼文書の例を除けば、「唐至徳二載(757)張公買陰宅地契」(71 TWM 1:2/『図文』肆, p. 601; 『文書』9, p. 255)と「唐大曆四年(769)張無價買陰宅地契」(73 TAM 506:05/2(a)(b)/『図文』肆, p. 395; 『文書』10, pp. 6-7)しか、現時点では出土していない。この事実は、第Ⅲ期における土階層の衰退と葬送儀礼の変化と密接に関係しているようが、⁽⁴⁰⁾ 第Ⅲ期の葬礼文書を検討する際に、これはとくに留意すべき点となろう。

おわりに

第Ⅰ・Ⅱ期だけでなく、第Ⅲ期の時代にあっても、なお伏羲女媧図や買地券のような伝統的な冥界観に基づく埋納品や文書が同時に副葬されていた。とくに青龍や白虎などの四神の像を紙で作し、それを墓室内に納める第Ⅲ期の墳墓もあったのである。⁽⁴¹⁾ 伝統的な冥界観というものがつよく残存するとともに、しかもそれがまったく異質な冥界観とも併存し得ることを明らかに示している。このことは、冥界という虚構世界を研究対象とする場合には、一義的な解釈が通用しないこととともに、トゥルファン漢人の冥界観を墳墓から探るには、ここに検討したような葬礼文書だけでなく、墓室全体を視野に入れなければならないことを教えてくれる。

またトゥルファンでは早くから仏教が信仰されてきたが、彼らのもつ冥界観を検討すると、浄土への往生を願うような完全に仏教的な冥界観の出現は、第Ⅲ期になってからであった。しかも、それは7世紀の後半、それも660・670年以降のことであった。そして、8世紀の前半ごろにはサンスクリットの葬礼文書が埋納されたのである。

これらの背景については、今後の検討に委ねざるを得ないが、第Ⅲ期ばかりでなく、第Ⅰ期や第Ⅱ期における随葬衣物疏を見る場合においても、トゥルファン漢人が常に同時代の中国(とくに河西や華北)における社会的・文化的モードに敏感であった点を決して見落とすべきではない。第Ⅰ～Ⅲ期におけるトゥルファン漢人仏教徒の冥界観の変遷というものが、トゥルファンの独自性は認められながらも、大枠では中国内地(とくに河西や華北)の漢人仏教徒のそれを映していることが十分に考えられるのである。中国内地の漢人の仏教信仰を検討してゆく上にも、この点はきわめて重要となろう。

(37) 安・馮 1998, p. 91 参照。

(38) Sander 1968, pp. 23-24.

(39) 白須 1993, p. 16 によれば、アスターナ古墳群の墳墓の数を年代確定墓 330 墓、年代不確定墓 126 墓とし、年代確定墓の内訳を第Ⅰ期 42 墓 (13%)、第Ⅱ期 115 墓 (35%)、第Ⅲ期 173 墓 (52%) としている。

(40) 白須 1997, pp. 161-165.

(41) 大津・野尻・稲田 2003, pp. 55-66.

略語

- 『集録』=池田温『中国古代寫本識語集録』東京大学東洋文化研究所, 1990.
『文書』=国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系(編)『吐魯番出土文書』第1冊～第10冊, 文物出版社, 1981～1991.
『図文』=中国文物研究所等(編)『吐魯番出土文書』壹～肆, 文物出版社, 1992～1996.
『吐魯番』=吐魯番出土文物研究会(編)『吐魯番出土文物研究情報集録——吐魯番出土文物研究会会報1-50号——』平成2年度科学研究費補助金[中央ユーラシア諸民族の歴史・文化に関する国際共同研究の企画・立案]成果報告書 No. 2, 1991.
『三十年』=新疆社会科学院考古研究所(編)『新疆考古三十年』新疆人民出版社, 1983.

引用文献(和・中文: 著者名五十音順/欧文: 著者名ABC順)

〈和文〉

浅見 直一郎

1990 「中国南北朝時代の葬送文書——北齐武平四年『玉江妃随葬衣物疏』を中心に——」『古代文化』42-4, pp. 1-19.

荒川 正晴

2000 「ヤールホト古墓群新出の墓表・墓誌をめぐって」『シルクロード学研究紀要』10, pp. 160-170.

2003 『トゥルフアン出土文書および関連伴出資料の調査』(平成12～14年度科研費研究成果報告書).

池田 温

1961 「中国古代墓葬の一考察——随葬衣物券について——」『国際東方学会議紀要』6, pp. 51-60.

1981 「中国歴代墓券略考」『東洋文化研究所紀要』86, pp. 193-278. (再録: 『アジアの社会と文化』I, 東大出版会, 1982)

1991 「八龕坐仏八角柱形供養石塔 列品解説」『トゥルフアン古写本展』朝日新聞社.

2000 「吐魯番敦煌功德録和有关文書——日本古代愿文的源流——」敦煌研究院(編)『1994年敦煌学国際研討会文集——紀念敦煌研究院成立50周年——』宗教文史卷・上, 甘肅民族出版社, pp. 134-162.

大津 透・野尻 忠・稲田 奈津子

2003 「大谷文書唐代田制関係文書群の復原研究」『東洋史苑』60-61, pp. 35-74.

大庭 脩

1982 『秦漢法制史の研究』創文社.

小田 義久

1961 「吐魯番出土葬送用文書の一考察——特に「五道大神」について——」『龍谷史壇』47, pp. 39-56.

1976A 「五道大神攷」『東方宗教』48, pp. 14-29.

1976B 「吐魯番出土の随葬衣物疏について」『龍谷大学論集』408, pp. 78-104.

1988 「吐魯番出土葬送儀礼関係文書の一考察——随葬衣物疏から功德疏へ——」『東洋史苑』30-31, pp. 41-82.

1997 「吐魯番出土の随葬衣物疏に見える五道大神について」『東洋史苑』48-49, pp. 10-30.

金岡 照光

2000 『敦煌文献と中国文学』五曜書房.

熊谷 宣夫

1961 「橘師将来吐魯番出土紀年文書」『美術研究』213, pp. 171-185, incl. 12 pls. +2 pls.

坂出 祥伸

2003 「冥界の道教的な神格——「急急如律令」をめぐって——」『東洋史研究』62-1, pp. 75-96.

白須 淨眞

1981 「『吐魯番出土文書 第一冊』——その紹介と紀年の考察——」『書論』18, pp. 130-163.

1983 「随葬衣物疏付加文言(死人移書)の書式とその源流」『仏教史学研究』25-2, pp. 72-99.

1990 「アスターナ・カラホージャ古墳群の墳墓と墓表・墓誌とその編年(1)——3世紀から8世紀に互る被葬者層の変遷をかねて——」『東洋史苑』34-35, pp. 1-72.

1992 「トゥルフアン古墳群の編年とトゥルフアン支配者層の編年——魏氏高昌国の支配者層と西州の在地支配者層——」『東方学』84, pp. 111-136.

1993 「吐魯番社会」シンポジウム「魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題」発表レジュメ(11月4日, 於龍谷大), pp. 1-34.

1997 「吐魯番社会」『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院, pp. 143-171.

白須 淨眞・萩 信雄

1979 「高昌墓埧考釈(2)」『書論』14, pp. 168-192.

原田 正己

1988 「墓券についての二、三の問題」『MUSEUM KYUSHU』28, pp. 33-39.

山部 能宜

2000 「『梵網經』における好相行の研究——特に禅觀經典との関連性に着目して——」『北朝隋唐 中国仏教思想史』法蔵館, pp. 205-269.

<中文>

安 家瑶・馮 孝堂

1998 「西安禮西出土の唐印本梵文陀羅尼經呪」『考古』1998-5 (総 368 期), pp. 86-92, +1 pl.

榮 新江

1987 「吐魯番の歴史と文化」『吐魯番』三秦出版社, pp. 26-85. (和訳: 青木茂・關尾史郎 (訳註) 「吐魯番の歴史と文化 (I) ~ (VII)」『吐魯番出土文物研究会会報』34-35-47-48-56-57-77, 1990~1992)

王 素

1995 「吐魯番出土《功德疏》所見西州庶民の浄土信仰」『唐研究』1, pp. 11-34.

侯 燦

1990 「解放後新出吐魯番墓誌録」北京大学中国中古史研究中心 (編) 『敦煌吐魯番文献研究論集』第五輯, 北京大学出版社, pp. 563-617.

黄 文弼

1954 『吐魯番考古記』(考古学特刊, 第三号), 中国科学院.

周 紹良 (主編)

1992 『唐代墓誌彙編』上, 上海古籍出版社.

張 蔭才

1973 「吐魯番阿斯塔那左憧憙墓出土の幾件唐代文書」『文物』1973-10, pp. 73-80.

張 元林

2003 「浄土思想与仙界思想の合流——關於莫高窟第 249 窟窟頂西披壁画定名の再思考——」『敦煌研究』2003-4 (総 80), pp. 1-8.

馬 自樹 (主編)

1999 『中国边疆民族地区文物集萃』上海辞書出版社.

馬 雍

1972 「略談有關高昌史的幾件新出土文書」『考古』1972-4, pp. 46-53. (再録: 『西域史地文物叢考』文物出版社, 1990, pp. 163-173)

保 全

1987 「世界最早的印刷品——西安唐墓出土印本陀羅尼經呪——」『中国考古学研究論集——紀年夏鼐先生考古五十週年——』三秦出版社, pp. 404-410.

穆 舜英・王 炳華 (主編)

1991 『隋唐五代墓誌匯編 新疆卷』天津古籍出版社.

游 学華

2001 『中国古代銘刻文物』湖南省博物館, 香港中文大学文物館.

劉 昭瑞

1993 「關於吐魯番出土隨葬衣物疏的幾個問題」『敦煌研究』1993-3 (総 36 期), pp. 64-72.

劉 瑞明

1998 「吐魯番出土“隨葬衣物疏”雜積」『西域研究』1998-2 (総 30 期), pp. 55-59.

<欧文>

Baker, Janet

1999 Sui and Early Tang Period Images of the Heavenly King in Tombs and Temples, *Orientalism* vol. 30, pp. 53-57.

Le Coq, Albert von

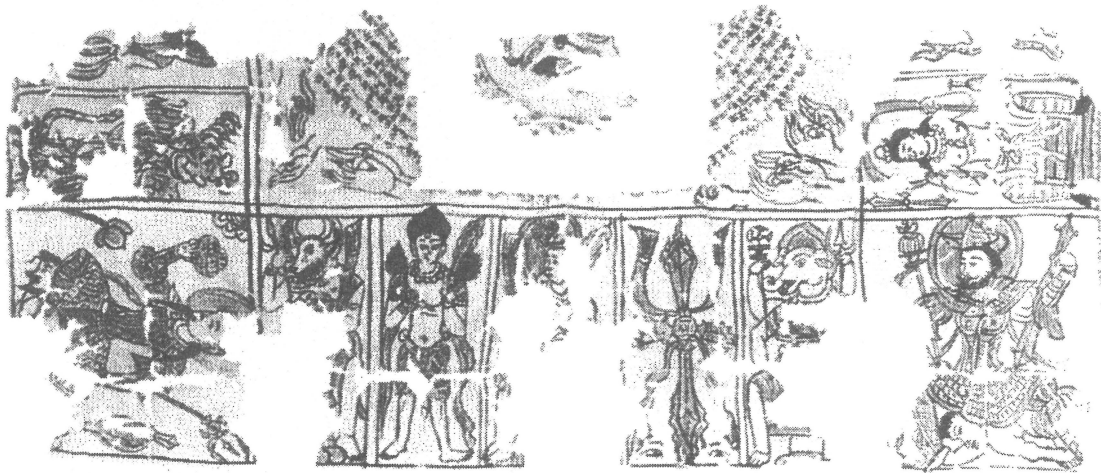
1913 *Chotscho. Facsimile-Wiedergaben der wichtigeren Funde der Ersten Königlich Preussischen Expedition nach Turfan in Ost-Turkistan*, Berlin. (Repr.: Graz 1979)

Maspero, Henri

1953 *Les Documents Chinois de la Troisième Expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale*, London.

Sander, Lore

1968 *Paläographisches zu den Sanskrithandschriften der Berliner Turfansammlung*, Wiesbaden.



[No. 1] アスターナ出土陀羅尼経呪図



[No. 2] 西安出土陀羅尼経呪図